

第三者評価結果（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人コミュニティケア街ねっと

②評価調査者研修修了番号

S2021033

SK2021064

SK2021062

③施設名等

名称	児童養護施設びっき
施設長氏名	井上 隼
定員	40 名
所在地(都道府県)	千葉県
所在地(市町村以下)	袖ヶ浦市戸国飛地398番地1
T E L	0438-40-5900
U R L	https://hidamari.love/bikki
【施設の概要】	
開設年月日	2013/10/1
経営法人・設置主体（法人名等）	社会福祉法人 陽だまり
職員数 常勤職員	30 名
職員数 非常勤職員	7 名
有資格職員の名称（ア）	児童指導員
上記有資格職員の数	11 名
有資格職員の名称（イ）	保育士
上記有資格職員の数	8 名
有資格職員の名称（ウ）	心理士
上記有資格職員の数	1 名
有資格職員の名称（エ）	栄養士
上記有資格職員の数	1 名
有資格職員の名称（オ）	
上記有資格職員の数	名
有資格職員の名称（カ）	
上記有資格職員の数	名
施設設備の概要（ア）居室数	25
施設設備の概要（イ）設備等	親子訓練室
施設設備の概要（ウ）	心理療法室
施設設備の概要（エ）	食堂 静養室 調理室 地域交流スペース

④理念・基本方針

幸せづくりは人づくり
私たち陽だまり職員は、人がらの向上を図り、
社会課題を克服し人類の幸せに貢献します

⑤施設の特徴的な取組

- ・ 治療的養育に関する支援の強化
「人材の育成」
- ・ 福祉サービス推進委員会の推進
「子どもの意見表明権の再確認」
- ・ 他機との連携
「養成校との連携強化」
- ・ 地域との連携
「ショートステイ事業」「産前産後ヘルパー事業」

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2024/9/17
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2024/3/11
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和3年度（和暦）

⑦総評

＜とくによいと思う点＞

○子どもの権利を守る体制の充実が図られている

・子どもの思いや悩みをくみ上げるため、施設内の各所に意見ポストを設置し、月1回の児童会も開催されている。このほか、県児童福祉施設協議会の委員や、施設が依頼している外部の福祉サービス推進委員に相談することもできる。寄せられた意見や悩みは職員間で協議し対応を検討している。今後は子どもの意見表明等支援委員の導入も検討されており、充実した支援体制が確認できた。

○職員一人ひとりの育成に向けた取組をおこなっている

毎年事業計画で短期経営計画を策定し、重点項目として施設全体の課題と目標を明らかにしている。これに基づいて職員一人ひとりの知識や経験に応じて毎年具体的で適切な目標や役割分担を設定して、職員は養育・支援を実施している。これらの目標設定や達成結果は人事考課制度の面談を通じて一人ひとりの職員と共有しており、日常的にも施設長等は適切な助言や支援で職員の育成に取組んでいる。

○性教育に力を入れて取り組み、性についての正しい知識を得る機会を設けている

・子どもの年齢や発達に応じた性教育を実施しており、権利擁護・生教育委員会がプログラムや分かりやすい教材を作成している。幼児には絵本を使って教えたり、小学生低学年や中学年にはプライベートシリーズ、高学年に思春期シリーズ、中高生には科学的な性教育をしている。職員には助産師による講習もあり、「生と性」の講義を受講し理解を深めるなど、子どもの支援に活かしている。

＜さらなる改善が望まれる点＞

○子ども一人ひとりの成長の記録を整備することが望まれる

・子どもの成長に関する記録が不十分となっている。アルバムなどを用意し入所からの成長の記録を整理し、必要に応じて担当職員と過去と現在を振り返ることなどを期待したい。また、アルバム等は退所時に本人に渡し、未来を見据え話し合うことも望まれる。

○地域との交流や連携の機会増について更なる検討が求められる

・新型コロナ流行前は、施設の祭りに地域住民を招いたり、近隣の高校生が演奏で訪れることもあった。しかしながら、現在は感染症防止の観点からすべて休止となっている。施設は市と協定を結び、地域の災害時福祉避難所になっているが、地域と連携した災害訓練などはおこなっていない。今後の地域交流・連携について検討が求められる。

○第三者評価の評価項目に沿った自己評価を実施することを期待する

定期的に第三者評価を受審し、その結果を公表している。しかし、その間の年においては、第三者評価基準の評価項目に沿った自己評価は実施されていない。毎年自己評価をおこない、評価結果を分析・検討して、組織的・計画的に養育・支援の質の向上に取組むことを期待する。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

前回と同様ではあるが、施設見学(場面観察)や訪問調査において、職員への丁寧なヒアリングや入所児童への細かな配慮がなされた対応を受けて、公平な評価を行っていることを改めて感じました。今回の評価結果に関して相違はなく、真摯に受け止めて、今後の施設運営のみならず、児童の安定した生活の安心と安全に還元していきたい。

また、このような第三者機関から得た、俯瞰的な視点を従事者一人ひとりが持ちながら、日々のケアワークに臨む必要性も改めて感じました。

施設としても課題として意識し改善していかなければならない所と、今回の評価は一致したものであり、施設の現状を精度高く検知していただいたものと感じています。3年間の振り返りとしての評価内容について、より良いものとしていくべき点と、改善すべき点、双方へのアプローチを実現していく材料としていきます。

⑨第三者評価結果(別紙)

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
	☐ 理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。	○
	☐ 理念は、法人、施設が実施する養育・支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	○
	☐ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	○
	☐ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	○
	☐ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、子どもや保護者等への周知が図られている。	
	☐ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	○
【コメント】		
「幸せづくりは人づくり」を法人の基本理念として、児童の養育・支援に取組み、更に職員の役割を含めた事業運営に亘って、理念が活かせるように努めている。現在、法人の理念を更に展開して、施設独自の理念、方針、価値や役割を今年度中にまとめる活動をしている。入所時に施設の説明用として使用している紙芝居に、これらの理念や基本方針の説明を追加して、子どもにも分かり易く周知していく予定であり、これらに期待をしたい。		

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者 評価結果
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
	☐ 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	○
	☐ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	○
	☐ 子どもの数・子ども像等、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータを収集するなど、施設(法人)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	○
	☐ 定期的に養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析を行っている。	○
【コメント】		
近隣市の児童家庭支援センター、子育て支援課や県児童福祉施設協議会のメンバーとの月1回の関係者会議に参加している。地域を取り巻く環境の現状や変化、事業全体の動向について情報を交換し、地域での経営課題の把握と分析に努めている。この内容について、施設内の運営会議や法人運営会議で報告し、討議している。		

②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
	☐ 経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	○
	☐ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。	○
	☐ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	○
	☐ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	

【コメント】

毎月の法人運営会議で、施設の経営状況と抱えている課題について報告し、法人理事や法人内関係事業所施設長と情報を共有している。これらの状況や課題について、施設運営会議やケア会議（全職員参加の職員会議）で職員に説明し周知している。経営課題の解決など具体的な取り組みが進んでいない背景には、「人材確保」「人材育成」、量と質が大きな要因となっていると施設は捉えているので、この課題に対しても力を入れて取り組むことを期待したい。

3 事業計画の策定

(1)	中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
	☐ 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	○
	☐ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	○
	☐ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	○
	☐ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	○

【コメント】

5か年の中・長期経営計画をまとめている。大きな課題として取り上げているのは、「地域小規模化」と「キッチンで調理をおこなう体制の確立」である。前者は国が進めている児童養護施設の「小規模かつ地域分散化」政策にともなう制度変更に対応していくものであり、定員を1ユニット6名とするとしている。後者は、調理職員を児童指導員として配置するとともに、既存の児童指導員の調理実習を順次進めていき、地域小規模化に向けた対応にもなっている。子どもや職員の増減、人件費の増減や施設の増改築などについても計画に付与することを期待する。

②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
	☐ 単年度の計画(事業計画と収支予算)に、中・長期計画(中・長期の事業計画と中・長期の収支計画)の内容が反映されている。	○
	☐ 単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	○
	☐ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	○
	☐ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	○

【コメント】

中・長期経営計画を各単年度の事業計画に記載して、単年度計画の継続性を示している。また、短期経営計画を年度毎に定め、各課題に対して年度内の実現を目指して具体的な目標値や期限を設定している。さらに、毎年継続している重点項目とその取り組み内容を明らかにしている。また、児童福祉施設として必要な設備や安全に関する安全計画を策定して、各実施項目の教育指導、周知や訓練を適宜実施している。

(2) 事業計画が適切に策定されている。

①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
	☐ 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	☐
	☐ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	☐
	☐ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	☐
	☐ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	☐
	☐ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。	☐

【コメント】

事業計画の策定にあたっては、事業を取り巻く経営課題やケア会議（職員会議）で全職員から意見や要望を聴取する他、日々の活動を通じて職員から聞き取った内容についても反映をしている。計画の内容を年初にケア会議で職員に説明して理解の促進を図るとともに、人事考課制度の中の自己の到達目標設定面談にも活用している。

②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	c
	☐ 事業計画の主な内容が、子どもや保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	
	☐ 事業計画の主な内容を子ども会や保護者会等で説明している。	
	☐ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、子どもや保護者等がより理解しやすい工夫を行っている。	
	☐ 事業計画については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	

【コメント】

措置対象の子どもが入所していることから、保護者に対して個々の事業計画を説明する機会は設けていない。子どもに対しても年齢層が広いため、事業計画について一般的な説明をするのではなく、子どもに関する或いは関心のあある事柄に関して必要に応じて職員から個別に話をしている。短期経営計画にある全児童個室化計画など子どもに共通していることは、分かり易く公平に周知することを期待する。

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者
評価結果

①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	c
	☐ 組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組を実施している。	
	☐ 養育・支援の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。	☐
	☐ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	
	☐ 評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。	☐

【コメント】

職員個人については、目標設定とその成果確認を面談を通じて期中もおこなっている。一方、組織全体の計画とその評価では、運営会議やその他の各種委員会活動の中でおこなった養育・支援の質の向上について、ケア会議や運営委員会が評価して年度末の事業報告書にまとめてはいるが、組織的にPDCAを回す体制やその効果測定までには至っていない。また第三者評価を定期的に受審しているが、その間に第三者評価基準の評価項目に沿った自己評価は実施されていない。

②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
	☐ 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	☐
	☐ 職員間で課題の共有化が図られている。	☐
	☐ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	☐
	☐ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	☐
	☐ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	☐

【コメント】

毎月のケア会議（職員会議）で課題の共有や改善に向けた取組みや実績を討議している。また、ホーム会議（各ユニット会議）やフロア会議（2階男子、3階女子）を定期的開催して、より細部の課題、改善計画やその取組について討議し、職員間で問題の共有化を図っている。これらは必要に応じて単年度計画や中・長期計画の中で段階的に解決を図るように取り組んでいる。

Ⅱ 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
(1)	施設長の責任が明確にされている。	
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
	☐ 施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	☐
	☐ 施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。	☐
	☐ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	☐
	☐ 平常時のみならず、有事(事故、災害等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	☐

【コメント】

施設長を含めた職員の業務分担一覧表で各職の業務分担と事務分掌を示し、役割と責任を明確にしており、職員の入職時研修で説明している。年初、単年度事業計画を職員に説明する際に事業方針や施設長の取組みを伝えている。有事の際の施設長の職務代理については施設の管理規定に明文化されている。

②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
	☐ 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。	☐
	☐ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	☐
	☐ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	☐
	☐ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	☐

【コメント】

内部研修として被措置児童の虐待の改善防止研修を年数回実施したり、外部研修として子どもの養育・支援に関して年数回の講座を受講するなど、施設長他職員が法令遵守の理解と実践に取り組んでいる。施設では倫理規定やコンプライアンス規程を制定しており、自己育成計画の中で「人権擁護」を自己及び上司の評価項目の1項目とし、面談で周知と状況の把握に取り組んでいる。さらに施設長は施設部長会に参加し、法令遵守について各施設の状態や情報を入手して施設の取組みに活用している。

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
	☐ 施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	☐
	☐ 施設長は、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	☐
	☐ 施設長は、養育・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	☐
	☐ 施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	☐
	☐ 施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	☐
	(社会的養護共通) ☐ 施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。	☐

【コメント】

施設長は施設で児童指導員を7、8年勤めている。その実績と経験を踏まえて現場に入り、職員の模範となるように直接児童の対応にあたり、職員がおこなっている養育・支援の現状把握をおこなうことがある。また、人事考課システムを利用して年間2回職員と面談を実施し、上司や管理者の評価会議の中で施設全体の養育・支援の質について、職員の意見の反映や改善課題について話し合いがおこなわれている。

②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
	☐ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	☐
	☐ 施設長は、施設(法人)の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	☐
	☐ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	☐
	☐ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	☐

【コメント】

施設では委員会制度を採用して、運営や取組に関する諸課題を明らかにし、その課題を解決する取り組みをおこなっている。令和4年度までの7委員会(運営委員会、食事委員会、権利擁護委員会など)に加えて、係から4委員会(営繕委員会、実習委員会など)を増加し、職員一人ひとりに役割分担をするなど、細かい組織運営や実効性の向上を図っている。

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

第三者
評価結果

①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	c
	☐ 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	
	☐ 養育・支援に関わる専門職(有資格の職員)の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	
	☐ 計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。	
	☐ 施設(法人)として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。	☐
	(社会的養護共通) ☐ 各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。	☐

【コメント】

人材確保と育成の両面から具体的な取り組みやその効果測定を実施していくことが十分ではなく、施設の課題となっている。福祉人材や人員体制についても中・長期経営計画に記載されておらず、基本的な考え方が明らかになっていない。人材確保に関しては就職説明会などに参加をしている。

②	15 総合的な人事管理が行われている。	a
	☐ 法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができている。	☐
	☐ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。	☐
	☐ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	☐
	☐ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	☐
	☐ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	☐

【コメント】

職位職責、職務内容と求められる能力を「キャリアパス基準 職務の等級表」にまとめ、任用に必要な条件として必要な資格や基準経験年数と給与区分を明確に定めている。これを職員に説明して、周知している。この人事基準に基づき、人事考課制度の面談を通じて職員の処遇を実施している。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
	☐ 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	☐
	☐ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	☐
	☐ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	☐
	☐ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。	☐
	☐ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	☐
	☐ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	☐
	☐ 改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	☐
	☐ 福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	☐

【コメント】

施設長、フロアリーダー、ホームリーダーと専門職で構成する運営委員会で、労務管理が検討されている。「勤務形態についての意識調査」を参考にして、勤務体制については十分な職員配置のもとで適切な生活支援ができるように配慮している。シフト編成では、職員と打ち合わせおこない、要望に沿うようにしている。また、入職後に法定休暇の他にリフレッシュ休暇としてプラス5日の有給休暇を付与している。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
	☐ 施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	☐
	☐ 個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標（目標項目、目標水準、目標期限）が明確かつ適切に設定されている。	☐
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	☐
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	☐

【コメント】

施設では「求める人材像表」を定めている。そこでは全職階共通の5項目と各職階に分けた5（1級）、10（2級）、15（3級）、20（4級8年以上）項目の評価項目があり、その評価項目ごとに1から5の能力レベルを示して、職員に求める職務遂行能力を明らかにしている。人事考課制度があり、職員は期初に自己育成計画表に自己のレベルを記載し、面談で年度末到達目標を設定し、年度末に上司面談で達成度の確認や成果の評価をしている。

②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
	☐ 施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	☐
	☐ 現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	☐
	☐ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	☐
	☐ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。	☐
	☐ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	☐

【コメント】

毎年の事業計画に「養育に望む心得」を記載し、養育者としての基本姿勢を示している。一方、教育計画として治療的養育という観点で治療プログラムを実施したり、「アセスメント」「トラウマ」「アタッチメント」「性教育」「人材育成」「措置児童の虐待・防止」などのテーマの内部研修が実施されている。リアクションペーパーで職員の感想・振返りがおこなわれているが、その後のアクション展開が不足している。「キャリアパス基準」で定めた能力とリンクするテーマの研修も期待する。

③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	c
	☐ 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	☐
	☐ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	
	☐ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	
	☐ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	☐
	☐ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	☐
	(社会的養護共通) ☐ スーパージョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	

【コメント】

エルダー（教育係）制度を実施してきたが、交代制シフトのためエルダーの固定が難しく、指導の一貫性も確保できないために新入職員が混乱することもあり、制度が機能していなかった。また施設としては、これまでおこなってきた人材育成プログラムだけでは十分ではないと捉えており、この改善が次年度以降の課題の一つとして挙げている。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
	☐ 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	☐
	☐ 実習生等の養育・支援の専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	☐
	☐ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	☐
	☐ 指導者に対する研修を実施している。	☐
	☐ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	☐

【コメント】

実習生を受入れる基本姿勢や体制を明文化し、実習生受入れ時に施設の概要、実習プログラムや注意事項など資料を用いて施設長が丁寧に説明している。また、次世代の人材確保を意識した受入れ体制強化に努めており、年5回養成校と連絡会を持ち、家庭支援専門相談員や心理職員も交えて重層的な実習支援をおこなうなど、1回2名から4名で10日間、令和5年度は11校20名の実習生を受入れている。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
	☐ ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	☐
	☐ 施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。	☐
	☐ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。	☐
	☐ 法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の存在意義や役割を明確にするように努めている。	☐
	☐ 地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	☐
【コメント】		
パンフレットだけでなく、ホームページやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を活用して、施設の概要、トピックス、行事や求人情報などを公開している。また、施設の外部第三者委員として、子ども達が携わる地域の学校や施設職員を招致するなど、開かれた施設として外部との連携強化に努めている。		
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
	☐ 施設(法人)における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	☐
	☐ 施設(法人)における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	☐
	☐ 施設(法人)の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	☐
	☐ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	☐
【コメント】		
事務や取引に関して、事務決済規定や経理規定を整備している。県児童福祉施設協議会が実施している施設生活評価委員会、法人がおこなう福祉サービス推進委員会、第三者評価や市保健所らによる外部監査が定期的に実施されており、指摘事項に基づいて経営改善を実施している。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
	☐ 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	☐
	☐ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	☐
	☐ 施設や子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。	☐
	☐ 子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	☐
	(児童養護施設) ☐ 学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。	
【コメント】 地域とは様々な場面を通じて交流や連携を図っている。地域の行事には積極的に参加しており、高校生を中心にジュニアリーダーとして、キャンプやイベントの手伝いをしている。外部ボランティアも受け入れており、子どもの遊び相手や見守りをしてもらっている。学校ではPTA役員として、草むしりや花壇の手入れをしている。地域のお店にも子どもと職員とで日常的に出かけている。一方で、子どもたちの素行面の問題から、外部の子どもの施設内立ち入りは禁止となっている。今後の関わり方の検討も促される。		
②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
	☐ ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	☐
	☐ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。	☐
	☐ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	☐
	☐ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	☐
【コメント】 外部ボランティアの受け入れをしており、規定や受け入れフロー、秘密保持の誓約書など、各種の書類も整備されている。ボランティアには事前に注意事項も共有している。特に、何か起きた際にはすぐに職員に共有すること、子どもに個人的にプレゼントなどをしないことなどを伝えている。ボランティアには、過去の施設実習生、地域の婦人会など、さまざまな人が訪れている。一方で、かつては訪れてた学習ボランティア、習い事のボランティアはいない現状であり、今後の検討も期待される。		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
	☐ 当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	☐
	☐ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	☐
	☐ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	☐
	☐ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	☐
	☐ 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	☐
【コメント】 要保護児童対策地域協議会には施設長が参加し、地域の子どもの支援について情報共有や意見交換をしている。また施設1階に、同法人が運営する児童家庭支援センターが設置されている。地域の親子の相談やショートステイの受け入れなどをしており、地域ニーズの把握がおこなわれている。このほかに、子どもたちの卒園後の自立やアフターケアを視野に入れ、NPOなどの外部機関とのネットワークも作られている。		

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
	□施設(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	○
	(社会的養護共通) □施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	○
	(5種別共通) □地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	

【コメント】

要保護児童対策地域協議会参加、児童家庭支援センターの運営のほか、地域連携や福祉ニーズの把握をおこなっている。学校のPTA役員を引き受け、集まりや活動に参加している。過去には、里親支援のNPOとの連携もおこなっており、施設内のホールを開放して、里親の悩み相談や情報共有の会などを実施していた。現在は児童家庭支援センターが開設したこともあり、里親支援の会との協働は休止している。里親の実習受け入れなどはおこなっているとのことで、今後も継続が望まれる。

②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
	□把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。	○
	□把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	○
	□多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	
	□施設(法人)が有する養育・支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	
	□地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	○

【コメント】

地域貢献の取組みの一つとして、年1回の施設行事に地域住民を招いていた。施設と地域住民とが協働し、食べ物の屋台やバザーなどの出店をして、交流の機会としていた。地域の高校生がダンスを披露するなど、良い地域交流の場となっていた。しかしながら、新型コロナの流行を境に、現在は休止となっている。また地域の災害時福祉避難所として市と協定を結んでいるが、行政や地域と合同の取り組みをおこなうなどの事例は無い現状である。地域ニーズに即した活動の在り方について検討が促される。

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
	☐ 理念や基本方針に、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○
	☐ 子どもを尊重した養育・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○
	☐ 子どもを尊重した養育・支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されている。	○
	☐ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。	○
	☐ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	○

【コメント】

法人の理念や施設が定める養育指針は、毎年度、事業計画の内容説明とともに全職員へ確認をするとともに、事業計画書は全職員に配布もしている。3か月に1回、外部講師を招いて研修を実施しており、子どもの尊重や基本的人権への配慮を含めて学んでいる。半年に一度、支援の振り返りアンケートも実施している。職員は子どもの人権尊重について、呼称、言葉遣い、接遇、秘密保持など、項目に沿って日頃の支援の振り返りをしている。アンケート結果は施設長が集約し、掲示や面談などでフィードバックをしている。

②	29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a
	☐ 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	○
	☐ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。	○
	☐ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。	○
	☐ 子どもや保護者等にプライバシー保護に関する取組を周知している。	○

【コメント】

子どものプライバシー保護に関するマニュアルを整備しており、職員の入職時には誓約書も書いてもらっている。施設に入所している子どものなかには、自他の境界があいまいである子どももおり、子ども同士のトラブルにつながっている。これを受けて施設では、居室などに入る時は必ずノックをするよう、呼びかけをしている。各ホームの入口に、びっき（カエル）がノックするイラスト付きのシールを貼っており、ノックのマナーが次第に浸透してきている。これにより、一層のプライバシー保護が実現している。

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
①	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
	☐ 理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。	○
	☐ 施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	○
	☐ 施設に入所予定の子どもや保護者等については、個別に丁寧な説明を実施している。	○
	☐ 見学等の希望に対応している。	○
	☐ 子どもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	○

【コメント】

入所が予定されている子どもに対して、家庭支援専門相談員を中心にインテークをしている。児童相談所に出向いて、幼児から高校生まで、年齢に応じた説明をおこなっている。手作りの紙芝居があり、写真やイラストで施設がイメージしやすいよう工夫もしている。見学も最低1回は来てもらうよう働きかけており、学校見学も併せておこなっている。保護者に対しては、主として児童相談所の担当者から施設の説明をしてもらっている。

②	31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
	☐ 子どもや保護者等が自らの状況を可能な限り認識し、施設が行う養育・支援についてできるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。	○
	☐ 養育・支援の開始・過程における養育・支援の内容に関する説明と同意にあたっては、子どもや保護者等の自己決定を尊重している。	○
	☐ 養育・支援の開始・過程においては、子どもや保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	○
	☐ 意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	○

【コメント】

入所に際して施設と保護者が面談したり、説明をおこなうことはほぼ無い状況である。施設入所に関しては、主として児童相談所の担当者が保護者に説明をしている。施設としては、児童相談所を介して「予防接種の承諾書」や、子どもの写真の扱いなどを含めた「個人情報取り扱いの承諾書」を記入してもらっている。施設における養育支援の開始直後は、児童相談所の養育計画に沿って支援をしている。子どもの思いや意向は、施設生活に慣れるに従い、徐々に確認をしている。

③	32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
	☐ 養育・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。	○
	☐ 他の施設や地域・家庭への移行にあたり、養育・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	○
	☐ 施設を退所した後も、施設として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。	○
	☐ 施設を退所した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	

【コメント】

家庭復帰や他施設への措置変更の子どももいるが、多くは18歳になって施設を退所し、地域で自立生活を送っている。家庭復帰の場合は、誕生日に電話をしたり保護者が承諾すれば家庭訪問をして子どもの様子確認をしている。卒園して地域に出る子どもに対しては、退所前にヒアリングをおこない、個々の不安や悩みに対応している。自立支援の担当職員は、子どもそれぞれに相談先一覧などを記した冊子を作って渡し、困った時に連絡するよう伝えている。保護者には特に働きかけはしていないとのことで、今後の検討も期待される。

(3) 子どもの満足の向上に努めている。

第三者
評価結果

①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
	☐ 子どもの満足に関する調査が定期的に行われている。	○
	☐ 子どもへの個別の相談面接や聴取等が、子どもの満足を把握する目的で定期的に行われている。	○
	☐ 職員等が、子どもの満足を把握する目的で、子ども会等に出席している。	○
	☐ 子どもの満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、子ども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。	○
	☐ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	○

【コメント】

月1回、児童会が開催されており、職員が子どもの意向・要望の聴き取りをしている。児童会は小学生と中高生に分かれている。このほか、苦情解決ポストが各所に設置されており、担当職員が週2回ポストを確認し、投書内容に応じて対応を検討している。栄養士が中心となっておこなう食事アンケートも年1回実施しており、日々の献立に反映している。令和7年3月からは「グランドルール検討委員会」がスタートする予定であり、子ども参加のもとに、施設のルールなど生活環境について見直しをしていくことにしている。

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
	☐ 養育・支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	☐
	☐ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を子どもや保護者等に配布し説明している。	☐
	☐ 苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、子どもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	☐
	☐ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	☐
	☐ 苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、子どもや保護者等に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出た子どもや保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開している。	
	☐ 苦情相談内容にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	☐

【コメント】

施設の各所に、子ども用の苦情解決ポストが設置され、自由に投書できるようになっている。担当職員を配置しており、定期的に意見箱を確認し、施設長も共有の上、職員会議等で対応を検討している。このほか、1階の目立つ場所に千葉県児童福祉施設協議会の施設等評価委員会や施設の福祉サービス推進委員の名簿が掲示されており、子どもの相談に乗ることを伝えている。相談用の用紙や封筒も用意されていた。今後は、子どもの意見表明等支援事業の支援員受け入れも予定されており、より手厚い相談体制となるとと思われる。

②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
	☐ 子どもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	☐
	☐ 子どもや保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	☐
	☐ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	☐

【コメント】

施設1階の入り口付近や各フロアに苦情解決ポストを設置し、併せて相談の仕方も明示されている。子ども達は相談先として、施設を始め、外部の第三者である福祉サービス推進委員、県児童福祉施設協議会の委員など、複数から選択することができる。相談場所としては、各フロアの職員室、静養室、子どもの居室など、落ち着いた話せる場所を自由に選んでもらっている。相談内容を他の職員と共有してよいか、必ず子ども本人の確認をとることを徹底している。

③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
	☐ 職員は、日々の養育・支援の実施において、子どもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	☐
	☐ 意見箱の設置、アンケートの実施等、子どもの意見を積極的に把握する取組を行っている。	☐
	☐ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	☐
	☐ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	☐
	☐ 意見等にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	☐
	☐ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	☐

【コメント】

苦情解決ポストに寄せられた子どもの意見は、週2回、担当職員が確認し、会議などで共有を図っている。また投書の内容に応じて個別に対応策を検討している。対応方法や対応結果などは記録にも残している。意見苦情対応の流れはマニュアルにも記載し、周知されている。年2回、外部の第三者も参加する福祉サービス推進委員会を開催し、子どもからの意見・苦情を共有の上で、助言などももらっている。対応マニュアルは、定期的・随時に見直しをおこなっている。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
	☐ リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	○
	☐ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。	○
	☐ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	○
	☐ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	○
	☐ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	○
	☐ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	○
	【コメント】	
子どもの安全計画が作成されており、項目別に予防や発生時の対応が記載されている。主な項目は、服薬管理、緊急時対応、感染症対策、施設運営指針、服務上の注意事項、入所前説明、防災などであった。合わせて事業継続計画(BCP)も作成されており、災害時の給食対応・感染症発生時の対応方法などが取り決められていた。危機管理委員会を中心に、研修やチェック体制などもある。一方で、安全計画、BCPを見たことが無いという職員の声も聞かれた。より一層の周知徹底をおこなっていくことが求められる。		
②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
	☐ 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	○
	☐ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。	○
	☐ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	○
	☐ 感染症の予防策が適切に講じられている。	○
	☐ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	○
	【コメント】	
新型コロナの流行の際には、当施設でもクラスターが発生するなど、対応に追われた経験をしている。この経験を活かし、地域の保健センターの指導による感染症対策、連絡調整の流れをより一層着実なものとしている。児童の安全計画や事業継続計画(BCP)の中にも、感染症予防や発生時の対策を記載し、職員に周知を図っている。危機管理委員会の中で、新型コロナに限らず、ノロウイルスやインフルエンザなど、各種感染症の予防や発生時の対応方法について確認をおこなっている。		
③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	b
	☐ 災害時の対応体制が決められている。	○
	☐ 立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても養育・支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策・訓練等を行っている。	○
	☐ 子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	○
	☐ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	○
【コメント】		
事業継続計画(BCP)の中に災害時対応を定めているほかに、月1回防災訓練を実施し、避難方法や防災用品の確認などをおこなっている。また当施設は地域の災害時福祉避難所となっており、市と協定を結んでいる。食料や水は、子ども・職員に加え、地域住民の分も用意されている。災害時の給食対応については、栄養士や調理員も含めて検討をおこなっている。このほか、自家発電機や燃料、簡易トイレなど、各種の防災用品が用意されていた。地域と連携した防災訓練は実施していないとのことで、今後の検討が期待される。		

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
	☐ 標準的な実施方法が適切に文書化されている。	☐
	☐ 標準的な実施方法には、子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。	☐
	☐ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	☐
	☐ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	☐
【コメント】 児童養護施設運営指針を定めており、新規採用の職員に渡して説明をしている。また会議等で指針に立ち返って読み合わせをするなどの機会も設けている。職員は半年に一度、支援の振り返りアンケートを記入しており、施設長が集約をしている。年に一度の施設長面談もあり、各職員が理念や方針に沿った支援ができていないか話し合っている。養育支援のマニュアルには、子どもの権利擁護を始め、各種の項目に沿った説明が書かれている。		
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
	☐ 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。	☐
	☐ 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。	☐
	☐ 検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。	☐
	☐ 検証・見直しにあたり、職員や子ども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	☐
【コメント】 養育支援のマニュアルがあり、子どもの養育にまつわる項目が網羅的に設定されている。各項目に沿って資料なども含めてファイルされ、インデックスが付けられているのだが、かなり分厚いものとなっており、見やすいとはいえない現状である。見直しの時期も定期的とはなっておらず、施設長が随時改訂をし、ネットワークシステムなどを通じて職員に周知している。今後は「グランドルール検討委員会」を設置し、職員・子どもとで施設のルールなど生活環境を見直ししていく予定であり、実現が期待される。		
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
	☐ 自立支援計画策定の責任者を設置している。	☐
	☐ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	☐
	☐ 部門を横断したさまざまな職種の関係職員(種別によっては施設以外の関係者も)が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	☐
	☐ 自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な養育・支援の内容等が明示されている。	☐
	☐ 自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員(種別によっては組織以外の関係者も)の合議、子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	☐
	☐ 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な養育・支援が行われている。	☐
【コメント】 自立支援計画票、アセスメントシート、児童理解票などの書式があり、作成の手順をマニュアル化して職員に周知している。記載のポイント、作成のフローチャートも明示されていた。作成にあたっては、家庭支援専門員(FSW)を中心に、各ユニット職員や心理士などが連携しておこなっている。作成は毎年3月～7月にかけておこなう原則であり、3月にアセスメントシート作成、4月に児童理解票作成、6月に児童自立支援計画票作成、7月に児童相談所へ提出と、計画的な流れであることが確認できた。		

②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
	☐ 自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。	○
	☐ 自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、子どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	○
	☐ 見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	
	☐ 自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	
	☐ 自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容(ニーズ)等、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	○

【コメント】

自立支援計画やアセスメントシートは、毎年3月～7月にかけて作成する流れとなっている。計画やアセスメント内容の見直しは、翌年の3月～7月におこなうサイクルである。一方で、目標達成状況の中間評価などはおこなわれていない。また、年度途中で入所してきた子どもの自立支援計画やアセスメントシート作成は、次の3月まで待たなければいけない現状であり、それまでは児童相談所からの資料に基づいて支援をしているとのことであった。随時の支援計画作成やモニタリングの機会づくりも検討が期待される。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
	☐ 子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。	○
	☐ 自立支援計画にもとづく養育・支援が実施されていることを記録により確認することができる。	○
	☐ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	○
	☐ 施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	○
	☐ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	○
	☐ パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。	○

【コメント】

児童養護施設向けのネットワークシステムを導入しており、子どもの養育・支援にまつわる記録は、システムに入力して共有する仕組みである。パソコンは2階・3階各フロアの職員室に2台ずつと、1階の職員室に10台を設置している。記録文章の作成マニュアルも用意されており、気になる点があれば、先輩職員が書き方の指導をしている。一方で子どものアンケート調査からは、職員間の情報共有をしっかりとしてほしいという意見が複数挙がっており、検討が促される。

②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
	☐ 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	☐
	☐ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	☐
	☐ 記録管理の責任者が設置されている。	☐
	☐ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	☐
	☐ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	☐
	☐ 個人情報の取扱いについて、子どもや保護者等に説明している。	☐

【コメント】

子どもに関する記録は、個人情報保護規定に沿って保管・廃棄をしている。子どもの記録類は、2階・3階の職員室に鍵をかけて保管している。卒園した子どもの記録は、1階事務室・書庫で施錠して管理している。保管は5年間としており、その後は事務職員がシュレッダーをかけている。システム導入後の記録類は、PDF化してパソコン内に保管をしている。個人情報保護規定や利用目的などは、入所の際に児童相談所を通じて保護者に説明している。子どもの個人情報の扱いについては、学校とも連携を図っている。

内容評価基準（24項目）

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護		第三者 評価結果
①	A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
	☐ 子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	☐
	☐ 子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。	☐
	☐ 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	☐
	☐ 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	☐
	☐ 子どもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し保障している。	☐

【コメント】

子どもの権利擁護に関する取り組みは、規定やマニュアルに基づいて実施している。現場では子どもの意見を尊重しているが、可否の判断に迷うときはホームで話し合っている。高校生が希望した宿泊を伴う卒業旅行などは、誰と何処に行くかなどをホームで確認し、保護者及び児童相談所の許可を得て実施している。権利擁護・生教育委員会が設置されており、権利侵害の防止について組織全体へ提言をしている。子どもを尊重した養育・支援について、職員はチェックシートをもとに自己点検をおこなっており、結果は集計してケア会議で話し合っている。

(2) 権利について理解を促す取組

①	A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b
	☐ 権利についての理解を深めるよう、年齢に配慮した説明を工夫し、日常生活を通して支援している。	○
	☐ 子どもの年齢や状態に応じて、権利についての理解を深めるよう、権利ノートやそれに代わる資料等を使用して、生活の中で保障されるさまざまな権利についてわかりやすく説明している。	
	☐ 職員間で子どもの権利に関する学習機会を持っている。	
	☐ 子ども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、自分を傷つけたりおとしめたりしてはならないこと、また、他人を傷つけたり脅かしたりしてはならないことが、日々の養育の中で伝わっている。	○
	☐ 年下の子どもや障がいのある子どもなど、弱い立場にある子どもに対して、思いやりの心をもって接するように支援している。	○

【コメント】

子どもの権利に対する学習会はしていないが、子ども一人ひとりに権利があることを職員は日々伝えている。子どもは児童相談所から権利ノートをもらっているが、施設では内容の説明をしていない。子ども間の暴力があった場合は個別に話を聞いて、どんな理由でも他人を傷つけてはいけないことを伝えている。評価者の見学時には幼児クラスの年長児が年下の子どもの髪をカールしている微笑ましい場面が見られた。思いやりの心を持って接することが浸透していることが感じられた。なお、子どもには権利ノートを用いて権利について説明することも望まれる。

(3) 生い立ちを振り返る取組

①	A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	b
	☐ 子どもの発達状況等に応じて、適切に事実を伝えようと努めている。	○
	☐ 事実を伝える場合には、個別の事情に応じて慎重に対応している。	○
	☐ 伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。	
	☐ 事実を伝えた後、子どもの姿容などを十分把握するとともに、適切なフォローを行っている。	○
	☐ 子ども一人ひとりに成長の記録(アルバム等)が用意され、空白が生じないように写真等の記録の収集・整理に努めている。	
	☐ 成長の過程を必要に応じて職員と一緒に振り返り、子どもの生い立ちの整理に繋がっている。	○

【コメント】

生い立ちの事実を伝えることについては、児童相談所と連携し慎重に対応している。卒業が間近に迫ったときや家庭の状況を踏まえ、児童相談所の担当者及び子どもの担当職員が伝えるようにしている。伝えた後は担当職員を中心としてホーム全体でフォローに努め、子どもの状態を細かく日誌に記録している。施設ではアルバムを用意していないこともあり、これからは子ども一人ひとりのアルバムを用意し、記録を整理したいとしている。今後の取り組みに期待したい。

(4) 被措置児童等虐待の防止等

①	A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
	□体罰や不適切なかかわり(暴力、人格的辱め、心理的虐待など)があった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や体罰等の内容・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがとられている。	○
	□不適切なかかわりの防止について、会議等で具体的な例を示すなどして職員に徹底し、行われていないことを確認している。また、不適切なかかわりを発見した場合は、記録し、必ず施設長に報告することが明文化されている。	
	□子どもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けており、不適切なかかわりの具体的な例を示して、子どもに周知し、子ども自らが訴えることができるようにしている。	
	□被措置児童等虐待が疑われる事案が生じたときに、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができており、被措置児童等虐待の届出・通告があった場合には、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備・徹底されている。	○
	□被措置児童等虐待の届出・通告制度について説明した資料を子ども等に配布、説明している。また、掲示物を掲示するなどして、子どもが自ら訴えることができるようにしている。	○

【コメント】

子どもへの不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでおり、職員に直接言いつらいことはホーム会議で話し合っている。子どもが生活している各フロアに意見箱を設置するなど訴えの把握に努めている。また、不適切なかかわりがあれば、必ず施設長に報告が上がる仕組みとなっている。就業規則の服務規定には懲戒の項目もあり、厳正に処分する内容となっている。子どもの虐待が疑われる事案が発生した場合は、施設内で検証し児童相談所に報告する体制がある。

(5) 支援の継続性とアフターケア

①	A5 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
	□子どもの生活の連続性に関して、施設全体でその重要性を理解し、入所や退所に伴う不安を理解し受け止めるとともに、子どもの不安を軽減できるように配慮している。	○
	□入所した時、温かく迎えることができるよう、受け入れの準備をしている。	○
	□子どもがそれまでの生活で築いてきた人間関係などを、可能な限り持続できるよう配慮している。	○
	□家庭復帰や施設変更にあたり、子どもが継続して安定した生活を送ることができるよう、支援を行っている。	○

【コメント】

入所にあたり児童相談所のインテークを職員間で共有するとともに、児童相談所と連携し子どもの好きな物品を用意するなど温かく迎えている。入所直後は職員の声かけを多くすることで、ホームの子どももかかわってくれるようになる。本人がこれまで仲良かった友人や、かかわってくれた人とは関係が続けられるように配慮をしている。家庭復帰の場合は保護者と連絡を取り、状況の把握に努めるなど、不安の軽減を図りながら移行期の支援に努めている。

②	A6 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
	☐ 子どものニーズを把握し、退所後の生活に向けてリービングケアの支援を行っている。	○
	☐ 退所後も施設に相談できる窓口(担当者)があり、支援をしていくことを伝えている。	○
	☐ 退所者の状況の把握に努め、記録が整備されている。	○
	☐ 行政機関や福祉機関、あるいは民間団体等と連携を図りながらアフターケアを行っている。	○
	☐ 本人からの連絡だけでなく、就労先、アパート等の居住先からの連絡、警察等からのトラブル発生の連絡などにも対応している。	○
	☐ 退所者が集まれる機会や、退所者と職員・入所している子どもとが交流する機会を設けている。	
【コメント】		
退所を見据えたリービングケアに取り組んでおり、自立に向けての資金計画などは事務長が窓口となり支援をしている。退所準備のために自立訓練室や離れた居室を利用して、一人暮らしの生活を経験できるよう体制を整えている。外部のさまざまな団体とも連携をしており、退所後の相談先として自立支援ネットワークなどを紹介している。家庭復帰の子どもから施設に相談がくることがあり、相談内容は児童相談所と共有をしている。退所した子どもが遊びに来ており、今後は退所児童が集まることができる行事を計画している。取り組みが期待される。		

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
①	A7 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
	☐ 職員はさまざまな知見や経験によって培われた感性に基づいて子どもを理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、子どもと共に課題に向き合っている。	○
	☐ 子どもの生育歴を知り、そのときどきで子どもの心に何が起こっていたのかを理解している。	○
	☐ 子どもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、被虐待体験や分離体験などに伴う苦痛・いかり、見捨てられ感も含めて、子どもの心に何が起こっているのかを理解しようとしている。	
	☐ 子どもに行動上の問題等があった場合、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、背景にある心理的課題の把握に努めている。	
	☐ 子どもたちに職員への信頼が芽生えていることが、利用者アンケートを通じて感じられる。	○
【コメント】		
子どもの情報は、児童相談所のインテーク等を共有し成育歴などを把握している。ホーム会議を毎月おこない、子どもの問題などを話し合い、課題に向き合うようにしている。全体で共有すべきことはケア会議で話し合っている。子どもの表出する感情の高まりや言動については、その前後に何があったか確認し対応している。問題行動が見られる場合は、児童相談所の心理士から子どもに話してもらうこともある。子どもアンケートでは、職員から大切にされていることがうかがえた。さらに、子どもの声を受け止め寄り添う支援に努めることが望まれる。		

②	A8 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a
	☐ 子ども一人ひとりの基本的欲求を満たすよう努めている。	☐
	☐ 基本的欲求の充足において、子どもと職員との関係性を重視している。	☐
	☐ 生活の決まりは、秩序ある生活の範囲内で子どもの意思を尊重した柔軟なものとなっている。	☐
	☐ 子どもにとって身近な職員が一定の裁量権を有し、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できる体制となっている。	☐
	☐ 基本的な信頼関係を構築するために職員と子どもが個別的に触れ合う時間を確保している。	☐
	☐ 夜目覚めたとき大人の存在が感じられるなど安心感に配慮している。	☐

【コメント】

施設は担当制を敷いており、1名の職員が複数名の子どもの担当となっている。担当職員と子どもとの1対1のかかわりは少ない現状であるが、幼児は年に一度好きな場所に一緒に出かけるなど、個別の外出を実施している。また、担当職員ばかりではなく、ホームの職員全員で養育・支援にあたっている。ホームによって決まりごとは少し異なるが、物のやりとりや貸し借りの禁止、ゲーム前に宿題をやることなど伝えている。各階には3つのホームがあるが、幼児ホームを中心に宿直を2名配置し、夜中に目覚めた時は付き添ったり添い寝をするなど対応している。

③	A9 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	b
	☐ 快適な生活に向けての取組を職員と子どもが共に考え、自分たちで生活をつくっているという実感を持たせるとともに、施設の運営に反映させている。	☐
	☐ 子どもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討する機会を日常的に確保している。	
	☐ 子どもがやらなければならないことや当然できることについては、子ども自身が行うように見守ったり、働きかけたりしている。	☐
	☐ 子どもを見守りながら状況を的確に把握し、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等の声かけを適切に行っている。	☐
	☐ つまずきや失敗の体験を大切にし、主体的に問題を解決していくよう支援し、必要に応じてフォローしている。	

【コメント】

子どもの生活については、見守ったり働きかけるなどの支援をしている。入浴は児童であっても一人で入れるように促したり、登校も送迎ではなく自分で歩くことなど自立を促している。大きなイベントである高校生の卒業旅行は子どもの希望を尊重し、児童相談所や保護者などと内容を確認している。児童会が設置されており、月に1回小学生と中高校生に分けて実施している。児童会では生活について話し合うことよりも報告事項が多くなっている。子どもの声をしっかりと吸い上げ、ホームや施設の運営等に反映させることが望まれる。

④	A10 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
	☐ 施設内での養育が、年齢や発達の状況、課題等に応じたプログラムの下、実施されている。	☐
	☐ 日常生活の中で、子どもたちの学びや遊びに関するニーズを把握し、可能な限りニーズに応えている。	☐
	☐ 幼児から高校生まで、年齢段階に応じた図書などの文化財、玩具・遊具が用意、利用されている。	☐
	☐ 学校や地域にある子どもたちの学びや遊びに関する情報を把握し、必要な情報交換ができています。	☐
	☐ 子どものニーズに応えられない場合、子どもがきちんと納得できる説明がされている。	☐
	☐ 幼稚園等に通わせている。	☐
	☐ 子どもの学びや遊びを保障するための、資源(専門機関やボランティア等)が十分に活用されている。	☐

【コメント】

施設内での個々の子どもの養育は自立支援計画に基づいて実施している。子どもの担当職員は日常生活のなかでニーズを把握し、可能な限り応えている。幼児や低学年が多いホームには玩具や絵本を置き、自由に取り出し遊べるようにしている。低学年の小学生は職員から勉強を教えてもらっている。集団での学習が苦手な子どもや高学年はホームで職員が教えたり、子どもの希望で学習教室や塾に通っている子どももいる。また、幼児は幼稚園に通うなど、発達や年齢に応じて学びの支援をしている。

⑤	A11 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
	☐ 子どもが社会生活をいとなむ上での必要な知識や技術を日常的に伝え、子どもがそれらを習得できるよう支援している。	☐
	☐ 子どもと職員が十分な話し合いのもとに「しなければならないこと」と「してはならないこと」を理解し、生活するうえでの規範等守るべき決まりや約束と一緒に考え作っていくようにしている。	☐
	☐ 地域社会への積極的参加を図る等、社会性を習得する機会を設けている。	☐
	☐ 発達の状況に応じ、身体の健康(清潔、病気、事故等)について自己管理できるよう支援している。	☐
	☐ 発達の状況に応じて、電話の対応、ネットやSNSに関する知識などが身につくように支援している。	☐

【コメント】

日常生活のなかで必要な知識や技術を教えている。幼児には入浴での体の洗い方など教えたり、買い物では挨拶を含め他者との接し方などを教えている。地域の月見や夏祭りなどの行事や、県児童福祉施設協議会が開催するスポーツ大会に参加し、社会性を習得できるよう援助をしている。健康については手洗いやうがいなどを励行し、処方された薬は必ず服用するよう伝えるなど、自己管理を支援している。SNSについても知識や使い方などを教えている。さらに、社会常識や基本的な生活習慣が身につくように粘り強い支援が期待される。

(2) 食生活

①	A12 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	b
	☐ 楽しい雰囲気ですぐに食事ができるように、年齢や個人差に応じて食事時間に配慮している。	☐
	☐ 食事時間が他の子どもと違う場合にも、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。	☐
	☐ 食事場所は明るく楽しい雰囲気、常に清潔が保たれたもとで、職員と子ども、そして子ども同士のコミュニケーションの場として機能するよう工夫している。	☐
	☐ 定期的に残食の状況や子どもの嗜好を把握するための取組がなされ、それが献立に反映されている。	☐
	☐ 基礎的な調理技術を習得できるよう、食事やおやつをつくる機会を設けている。	☐

【コメント】

食事は栄養士が立てるメニューをもとに各ホームの職員が手作りでしている。職員は調理実習に参加し調理技術を磨いたり、毎日の献立作りのなかで腕を上げるようにしている。食事量が足りない子どもには、用意しているおにぎりを食べてもらうホームもある。部活や塾で帰りが遅くなるときは温め直すこともある。嗜好調査もその都度おこなっており、希望の献立があれば検食簿に記入している。長期休暇のときは食べたいものを提供している。子どもアンケートでは食事への意見が多く出ている。食事の時間を楽しくするため、さらなる取り組みを期待したい。

(3) 衣生活

①	A13 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	b
	☐ 常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用している。	☐
	☐ 汚れた時にすぐに着替えることができ、またTPOに合わせた服装ができるよう、十分な衣類が確保されている。	☐
	☐ 気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。	☐
	☐ 洗濯、アイロンかけ、補修等衣服の管理を子どもの見えるところで行うよう配慮している。	☐
	☐ 衣服を通じて子どもが適切に自己表現をできるように支援している。	☐
	☐ 発達状況や好みに合わせて子ども自身が衣服を選択し購入できる機会を設けている。	☐

【コメント】

子ども一人ひとりに衣服を用意し、季節に合わせて選べるようにしている。低年齢児の衣服は子どもたちと一緒に買い物に出かけ、高年齢児は自分でネットでの購入もしている。子どもによっては好きなものを着続ける傾向があるため、適宜着換えるよう声掛けをしている。洗濯や洗濯量は職員がすることが多く、季節の衣替えは一緒にすることもある。衣服の費用は施設が負担しているが、コスプレなど特殊な衣装は本人の小遣いとしている。子どもが衣服を通じて適切な自己表現ができるように援助している。

(4) 住生活

①	A14 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	b
	☐ 子どもにとって居心地の良い安心安全な環境とは何かを考え、積極的に環境整備を行っている。	☐
	☐ 小規模グループでの養育を行う環境づくりに配慮している。	☐
	☐ 中学生以上は個室が望ましいが、相部屋であっても個人の空間を確保している。	
	☐ 身につけるもの、日常的に使用するもの、日用品などは、個人所有としている。	☐
	☐ 食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいにし、家庭的な雰囲気になるよう配慮している。	☐
	☐ 設備や家具什器について、汚れたり壊れたりしていない。破損箇所については必要な修繕を迅速に行っている。	☐
	☐ 発達や子どもの状況に応じて日常的な清掃や大掃除を行い、居室等の整理整頓、掃除等の習慣が身につくようにしている。	

【コメント】

男女別の各階に6つのホームがあり、それぞれ6人から8人が生活をしている。各ホームにいくつかの個室はあるが2人部屋が中心となっている。子ども同士の相性もあり、部屋替えをすることもある。シャンプーやリンス、洗顔フォーム、カミソリ、歯ブラシ、コップ、手拭きタオルなどは個人所有としている。リビングの清掃は職員がおこない、居室は子どもに促しているが、居室の掃除や整理整頓が十分ではない。高齢児には清掃や整理整頓の習慣が身につくようにすることも必要と思われる。また、相部屋でもカーテンで仕切るなどの工夫を期待したい。

(5) 健康と安全

①	A15 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	b
	☐ 子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握し、定期的に子どもの健康管理に努めている。	☐
	☐ 健康上特別な配慮を要する子どもについては、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察し、対応している。	☐
	☐ 受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう、説明している。服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。	☐
	☐ 職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。	

【コメント】

嘱託医の検診を定期的実施しており、結果を共有し子どもの健康管理に努めている。学校での健康診断もあり、指導を受けた場合は受診をしている。日常においては、手洗い・うがいや検温などで感染予防に努めている。かかりつけ医に受診している子どももあり、処方された薬は一包化してもらい、誤薬の防止に努めている。一方で、処方された薬を服用をしない子どももあり、対応に苦慮している。

(6) 性に関する教育

①	A16 子どもの年齢・発達状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
	□他者の性を尊重し、年齢相応で健全な他者との付き合いができるよう配慮している。	○
	□性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答えている。	○
	□性についての正しい知識、関心を持てるよう、年齢・発達状況に応じたカリキュラムを用意し、活用している。	○
	□必要に応じて外部講師を招く等して、性をめぐる諸課題への支援や、学習会などを職員や子どもに対して実施している。	○

【コメント】

子どもに対しては年齢に合わせた性教育をおこなっており、生教育委員会がプログラムを作成している。低年齢児には絵本を用いて教えたり、現場では入浴時にプライベートゾーンなどを子どもと再確認している。昨年度は県助産師会の助産師による外部研修もあり、職員は「生と性」の講義を受講し理解を深めている。高年齢児にパートナーができた場合は、担当職員と自然に会話ができるような環境を整え、健全な付き合いができるように配慮をしている。

(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

①	A17 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
	□施設が、行動上の問題があった子どもにとっての癒しの場になるよう配慮している。また、周囲の子どもの安全を図る配慮がなされている。	○
	□施設の日々の生活が持続的に安定したものとなっていることは、子どもの行動上の問題の軽減に寄与している。また子どもの行動上の問題が起きた時も、その都度、問題の要因を十分に分析して、施設全体で立て直そうと努力している。	○
	□不適切な行動を問題とし、人格を否定しないことに配慮をしている。職員の研修等を行い、行動上の問題に対して適切な援助技術を習得できるようにしている。暴力を受けた職員へ無力感等への配慮も行っている。	○
	□くり返し児童相談所、専門医療機関、警察等と協議を重ね、事態改善の方策を見つけ出そうと努力している。	○

【コメント】

問題行動が起きる前の小さなサインも見逃さないようにしており、いつもと様子が違うことや帰宅が遅いことなどは日誌に記録し、ホーム会議で話し合っている。行動上の問題が起こった場合は、他の職員もかけつけ、2名以上で対応するようにしている。不適切な行動についてはホーム会議やケース会議をおこない、心理職にも介入してもらい問題の要因を分析し、対策を立てている。研修においては外部講師による「子どもの背景を知る」「対応が難しい子どもへの対応」など専門的な講義を受け、援助技術の向上に取り組んでいる。

②	A18 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
	□問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方について定期的に点検を行っており、不備や十分でない点は改善を行っている。	○
	□生活グループの構成には、子ども同士の関係性、年齢、障害などへの配慮の必要性等に配慮している。	○
	□課題のある子ども、入所間もない子どもの場合は特別な配慮が必要となることから、児童相談所と連携して個別援助を行っている。	○
	□大人(職員)相互の信頼関係が保たれ、子どもがそれを感じ取れるようになっている。子ども間での暴力やいじめが発覚した場合については、施設長が中心になり、全職員が一丸となって適切な対応ができるような体制になっている。	○
	□暴力やいじめに対する対応が施設だけでは困難と判断した場合には、児童相談所や他機関等の協力を得ながら対応している。	○
	□子ども間の性的加害・被害を把握し適切に対応している。	○

【コメント】

施設は2階、3階が男女別の居住スペースであり、ユニット間の移動はできないことになっている。ホームの子どもの構成は年齢や相性を考慮して決めている。低年齢児の性のトラブルはケース会議で対応を検討し、児童相談所にも報告している。子どもアンケートでは職員から大切にされていることが伺えるが、担当職員は子どもとの愛着関係をさらに深めることが望まれる。また、子ども一人ひとり大切にするインクルーシブ教育を期待したい。

(8) 心理的ケア

①	A19 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
	☐ 心理的ケアを必要とする子どもについては、自立支援計画に基づき心理支援プログラムが策定されている。	○
	☐ 施設における職員間の連携が強化されるなど、心理的支援が施設全体の中で有効に組み込まれている。	○
	☐ 心理的ケアが必要な子どもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。	
	☐ 職員が必要に応じて外部の心理の専門家からスーパービジョンを受ける体制が整っている。	
	☐ 心理療法を行うことができる有資格者を配置し、心理療法を実施するスペースを確保している。	○
	☐ 児童相談所と連携し、対象となる子どもの保護者等へ定期的な助言・援助を行っている。	

【コメント】

子どもの心理的支援については、心理職とホーム職員がプログラムの必要性を協議してから実施している。心理支援のプログラムは全体会議で職員に説明している。プログラムを実施中の子どもの変化等も、心理職とホーム職員が情報を共有している。心理面接では学校での困りごとや生い立ちに関する疑問が上がることもあり、学校や児童相談所と協議し、対応を依頼している。施設では心理職及び現場職員が協同し、子どもの心理的支援に取り組んでいる。

(9) 学習・進学支援、進路支援等

①	A20 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
	☐ 静かに落ち着いて勉強できるようにその時の本人の希望に沿えるような個別スペースや学習室を用意するなど、学習のための環境づくりの配慮をし、学習習慣が身につくよう援助している。	○
	☐ 学校教師と十分な連携をとり、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。一人ひとりの必要に応じて、学習ボランティアや家庭教師、地域の学習塾等を活用する機会を提供している。	○
	☐ 学力が低い子どもについては、基礎学力の回復に努める支援をしている。	○
	☐ 忘れ物や宿題の未提出について把握し、子どもに応じた支援をしている。	○
	☐ 障害のある子どものために、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校等への通学を支援している。	○

【コメント】

学習環境の整備をおこない、食堂を学習室に変えている。低学年は下校後に職員による学習支援を受け、集団が苦手な子どもはホームで対応をしている。中高校生は希望により学習教室に通ったり塾に行っている。宿題は帰宅したら直ぐに取り掛かるよう促したり、忘れ物の防止のため前日に一緒に用意をしている。中高校生は本人に任せているため、学校から連絡が入ることもあり、連携して対策を立てている。子どもによっては通級や特別支援学校への通学を支援している。

②	A21 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
	☐ 進路について自己決定ができるよう進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供し、子どもと十分に話し合っている。	○
	☐ 進路選択に当たって、本人、親、学校、児童相談所の意見を十分聞き、自立支援計画に載せ、各機関と連携し支援をしている。	○
	☐ 就学者自立生活支援事業、社会的養護自立支援事業、身元保証人確保対策事業、奨学金など、進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報提供をしている。	○
	☐ 進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応する体制ができており、対応している。	○
	☐ 学校を中退したり、不登校となった子どもへの支援のなかで、就労(支援)しながら施設入所を継続することをもって社会経験を積めるよう支援している。	
	☐ 高校卒業後も進学を希望する子どものために、資金面、生活面、精神的面など、進学の実現に向けて支援、情報提供をしている。	○
	☐ 高校卒業して進学あるいは就職した子どもであっても、不安定な生活が予想される場合は、必要に応じて措置延長を利用して支援を継続している。	

【コメント】

中学生の進路は高校進学を優先している。進路の選択に必要な情報は子どもに提供しているが、自分で情報を収集したり先輩など周りの人からも情報を得ている。また、卒業するのに必要な単位が取得できるように、学校とも連携しながら進路決定の支援をしている。自立にあたり奨学金や住居の確保など資金的な面は、施設の事務部門が説明して相談に乗っている。高校進学後に退学した子どもの支援として、自立援助ホームに繋げた事例もある。施設は各部署が連携し、進路決定支援やその後のフォローアップに努めている。

③	A22 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
	☐ 実習を通して、社会の仕組みやルールなど、自分の行為に対する責任について話あっている。	○
	☐ 実習を通して、金銭管理や生活スキル、メンタル面の支援など、子どもの自立支援に取り組んでいる。	○
	☐ 実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。	
	☐ 職場実習の効果を高めるため、協力事業主等と連携している。	
	☐ アルバイトや、各種の資格取得を積極的に奨励している。	○

【コメント】

アパレルの実習に就いたりホテルの職場体験をするなど、社会経験を積めるようにしている。また、アルバイトは、希望する高校生が飲食店や小売店、コンビニエンスストアなどで働いているが、高校生全体から見るとそれほど多くはない。進路が決まった際には資格の取得を促しており、自動車運転免許は高校生複数名が合宿して取得を目指している。就職先のニーズに応え「フォークリフト」の資格取得を目指している子どももいる。なお、実習先や体験先のさらなる開拓を期待したい。

(10) 施設と家族との信頼関係づくり

①	A23 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
	☐ 施設の相談窓口および支援方針について家族に説明し、家族と施設、児童相談所が子どもの成長をともに考えることを伝え、家族と信頼関係を構築できるよう図っている。	☐
	☐ 家庭支援専門相談員の役割を明確にし、施設全体で家族関係調整、相談に取り組んでいる。	☐
	☐ 面会、外出、一時帰宅などを取り入れ子どもと家族の継続的な関係づくりに積極的に取り組んでいる。	☐
	☐ 外出、一時帰宅後の子どもの様子を注意深く観察し、不適切なかわりの発見に努め、さらに保護者等による「不当に妨げる行為」に対して適切な対応を行っている。	☐
	☐ 子どもに関係する学校、地域、施設等の行事予定や情報を家族に随時知らせ、必要に応じて保護者等にも行事への参加や協力を得ている。	☐

【コメント】

面会、外出などを取り入れ、子どもと家族の関係づくりに取り組んでいる。子どもが一時帰宅した際の家庭訪問は、家庭支援専門相談員のみならず担当職員も一緒に保護者に面会し、帰宅時の子どもの様子を確認している。ホームでも子どもの様子を記録に残し、児童相談所とも共有をしている。運動会や授業参観、卒業式や入学式などの行事は、家族に案内して参加を促している。

(11) 親子関係の再構築支援

①	A24 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
	☐ 家庭支援専門相談員を中心に、ケースの見立て、現実的な取組を可能とする改善ポイントの絞り込みを行うなど、再構築のための支援方針が明確にされ施設全体で共有されている。	☐
	☐ 面会、外出、一時帰宅、あるいは家庭訪問、施設における親子生活訓練室の活用や家族療法事業の実施などを通して、家族との関係の継続、修復、養育力の向上などに取り組んでいる。	☐
	☐ 児童相談所等の関係機関と密接に協議し連携を図って家族支援の取組を行っている。	☐

【コメント】

家庭支援専門相談員を中心に、親子関係再構築のため家族の支援に取り組んでいる。児童相談所や学校との連携を密におこなっており、とくに小学校や特別支援学校とは定期的に会議を設け、情報共有をしている。家庭復帰の目途がついたならば、児童相談所と相談をしている。過去には、家庭復帰に向けて親子訓練室などを1週間程度利用してもらい、親子での家庭生活に慣れてもらうようにしたこともある。